

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合から争議行為を行う旨、令和8年6月3日次のとおり通知があった。

令和8年6月3日

香川県知事 池 田 豊 人

1 事件

令和8年6月3日付けで、香川県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長宛てに、香川県厚生農業協同組合連合会労働組合執行委員長名で提出する「夏期一時金」の要求に関する件。

2 日時

令和8年6月19日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間

3 場所

屋島総合病院の構内又は職場 高松市屋島西町2105番17

滝宮総合病院の構内又は職場 綾歌郡綾川町滝宮486番地

4 争議行為の概要

上記場所の全体的あるいは部分的に、連続的、断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を、単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中重症患者のための保安の必要がある場合は、保安要員若干名を除く。